

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
3月17日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
  - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課).....二
  - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....三
- 公告
  - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....三
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....三
  - 契約の締結(水産振興課).....四
  - 公共測量の実施の終了(監理課).....五
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五
- 選管告示
  - 直接請求に必要な有権者の数.....五
- 公安委規則
  - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....六
- 公安委告示
  - 警備員等の検定の実施.....六



### 山口県告示第七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
きばた小児科		宇部市大字東岐波一三〇七の一	平成二八、一二、三一
いけだ整形外科		〃 昭和町一丁目四番七号	〃 〃 〃
小林外科胃腸科		柳井市東土手一四の一〇	平成二九、一、二七
まるお駅前歯科		宇部市大字東岐波一三七八	〃 〃 〃
藏田薬局		防府市西仁井令二丁目二〇番一七	〃 〃 〃

### 山口県告示第八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	休 止 年 月 日
東洋鋼鈹診療所		下松市大字東豊井二二八九の一	平成二八、一〇、一

### 山口県告示第八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	機	在	地	指	定	年	月	日
きばた小児科			宇部市大字東岐波一三〇七の一		平成二九、	一、			
いけだ整形外科			昭和町一丁目四番七号		〃	〃			
小林内科クリニック			柳井市東土手一四の一〇		〃	〃			二八

指定訪問看護事業者等 の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
有限会社サンユー流通	宇部市中央町二丁目一三番二三号	おもてなし訪問看護リハビリテーション	宇部市大字上宇部四七一の一	平成二九、 二、 一

山口県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	所在地	事業の種類	休止年月日
特定非営利活動法人きぼうの会	宇部市新天町二丁目四番二四号	NPO法人きぼう福祉サークル	宇部市新天町二丁目四番二四号	訪問介護	平成二九、 二、 一

介護予防事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	所在地	事業の種類	休止年月日
特定非営利活動法人きぼうの会	宇部市新天町二丁目四番二四号	NPO法人きぼう福祉サークル	宇部市新天町二丁目四番二四号	介護予防訪問	平成二九、 二、 一

山口県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	所在地	事業の種類	指定年月日
フラワー・ブルースTMS株式会社	宇部市大字中野開作六七	コスモス薬局	宇部市大字中野開作六八の七	居宅療養管理指導	平成二九、 三、 一
有限会社ブルーム	福岡市南区大橋一丁目八番二二号	グローバル薬局	大字妻崎開作五〇の二	〃	〃
渡邊 武司	岩国市今津町一丁目一〇番一七号	岩国薬品くすり箱	岩国市今津町一丁目一〇番一七号	〃	〃
有限会社ニコサービス	長門市西深川三三八の一	あんずデイサービス	長門市西深川一七六八	通所介護	〃 二、 〃

山口県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護支援事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人友愛会	山口市阿東地福下二八八の一	阿東園居宅介護支援事業所	山口市阿東地福下二八八の一	平成二八、 一、 一

山口県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
フラワー・プロSTM株 宇部市大字中野開作六七株式会社	コスモス薬局	宇部市大字中野開作六八の七	介護予防居宅療養管理指導	平成二九、三、一
有限会社ブルーム	グローバル薬局	福岡市南区大橋一丁目八番二一號	〃	〃
渡邊 武司	岩国薬品くすり箱	岩国市今津町一丁目一〇番一七號	〃	〃
有限会社ここにサービス	あんずデイサービス	長門市西深川一七六八	介護予防通所	二、〃
株式会社和妍	デイサービスゆうあい	宇部市大字上字部一四七の一七	〃	〃
		山陽小野田市大字小野田四〇四六	〃	〃

山口県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 永田郷室津川棚線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市豊浦町大字川棚字下の浜六五〇の二地先から同市豊浦町大字川棚字汐入六七二七の一地先まで	最狭 一六・〇〇	最狭 三五・〇〇	〃	六一四・五	



(七八) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防 府 市	平成二十七年四月十三日から平成二十八年七月七日まで	防府市地籍図 防府市地籍簿	大字久兼の一部

二 認証年月日

平成二十九年三月十七日

(七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年十一月四日山口県公告（四三九）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月十七日から同年四月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCMダイキ下関店

所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十一月八日山口県公告(四四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月十七日から同年四月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ダイレックス東岐波店

所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一

二 意見の概要

街並みづくり等について配慮を求める。

(八一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十一月八日山口県公告(四四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月十七日から同年四月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称)イオンタウン周南久米C区画

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三七街区一号  
二 意見の概要  
交通に係る事項等について配慮を求める。

(八二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船さらかぜの定期検査業務(船体部) 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年一月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

MHI下関エンジニアリング株式会社 下関市彦島江の浦町六丁目一六番一号

六 落札金額

二千七百九十五万四百円

七 入札公告日

平成二十八年十二月十六日

八 その他

(一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法 購入等

(三) 落札方式 最低価格

(八三) 公共測量の実施の終了  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。  
 平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
 公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域  
 柳井市
- 三 作業の期間  
 平成二十八年十月二十五日から平成二十九年二月二十四日まで

(八四) 開発行為に関する工事の完了  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
 平成二十九年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 下松市望町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号  
 株式会社コスモス薬品



山口県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び

運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十九年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四八、三三二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四八、三三二
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四八、三三二
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 七五、八二八 宇部市選挙区 四七、五〇八 山口市選挙区 五三、五二八 山口市選挙区 五五、〇一八 防府市選挙区 一五、〇一八 岩国市選挙区 一三、〇一八 下松市選挙区 一四、〇一八 光市選挙区 一四、〇一八 長門市選挙区 一四、〇一八 美祿市選挙区 一四、〇一八 柳井市選挙区 一四、〇一八 周南市選挙区 一四、〇一八 山陽小野田市選挙区 一四、〇一八 周防大島町選挙区 一四、〇一八 上関町選挙区 一四、〇一八 田布施町選挙区 一四、〇一八 平生町選挙区 一四、〇一八
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四八、三三二
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四八、三三二
県の教育委員会の教育長及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四八、三三二



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項光柳井線に関する部分を次のように改める。

光柳井線 熊毛郡田布施町大字波野字塩坪二一六三の一地  
先から柳井市南町三丁目七の一一地先まで

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十七日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

貴重品運搬警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十九年六月二十日（火曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十九年七月八日（土曜日）  
場所 山口市仁保下郷一四五九番地  
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

四 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

検定申請書の受付期間及び時間  
平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面  
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書  
の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(二) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

貴重品運搬警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十九年六月二十日(火曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十九年七月一日(土曜日)

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十九年四月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

平成二十九年三月十七日印刷

発行人所

山口県知事